五　法第十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による同条第一項の規定による命令の期限の延長又は法第三十条の十一第二項の規定による同条第一項の規定による命令の期限の延長　別記様式第三十号の命令期限延長通知書

六　法第十八条第三項の規定による命令　別記様式第三十一号の少年脱退措置命令書

七　法第三十条の四の規定による命令（同条の規定に係る仮の命令を除く。）　別記様式第三十二号の請求妨害防止命令書

八　法第三十条の五第一項の規定による命令（同項の規定に係る仮の命令を除く。）　別記様式第三十三号の賞揚等禁止命令書

九　法第三十条の七第二項の規定による命令（同項の規定に係る仮の命令を除く。）　別記様式第三十四号の用心棒行為等防止命令書

十　法第十一条第二項等の規定に係る仮の命令　別記様式第三十五号の再発防止仮命令書

十一　法第十五条第一項又は第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令　別記様式第三十六号の事務所使用制限仮命令書

十二　法第三十条の四の規定に係る仮の命令　別記様式第三十七号の請求妨害防止仮命令書

十三　法第三十条の五第一項の規定に係る仮の命令　別記様式第三十八号の賞揚等禁止仮命令書

十四　法第三十条の七第二項の規定に係る仮の命令　別記様式第三十九号の用心棒行為等防止仮命令書

第四十六条中「公安委員会が」の下に「法又は」を加える。

第四十八条の次に次の一条を加える。

（公示送達の方法）

第四十八条の二　法第四十一条及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令（平成三年政令第三百三十五号）第五条の規定により方面公安委員会が行う法の規定による命令又は指示に係る法第三十九条の二第二項の規定による公示送達（以下この条において単に「公示送達」という。）については、法第三十九条の二第三項の規定による掲示は、当該方面公安委員会の掲示板において行うものとする。

2　前項の規定は、法第四十二条第一項の規定により公安委員会が同項に規定する命令又は指示を警視総監又は道府県警察本部長に行わせる場合における当該命令又は指示に係る公示送達について準用する。この場合において、前項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「警視庁又は道府県警察本部」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、法第四十二条第二項の規定により方面公安委員会が同条第一項に規定する命令又は指示を方面本部長に行わせる場合における当該命令又は指示に係る公示送達について準用する。この場合において、第一項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「当該方面本部」と読み替えるものとする。

4　第一項の規定は、法第四十二条第三項の規定により公安委員会が同項に規定する命令を警察署長に行わせる場合における当該命令に係る公示送達について準用する。この場合において、第一項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「当該警察署」と読み替えるものとする。

別記様式第七号から別記様式第八号の二まで を削る。

別記様式第九号中「別記様式第９号」を「別記様式第７号」に改め、同様式を別記様式第七号とする。

別記様式第十号中「別記様式第10号」を「別記様式第８号」に改め、同様式を別記様式第八号とする。

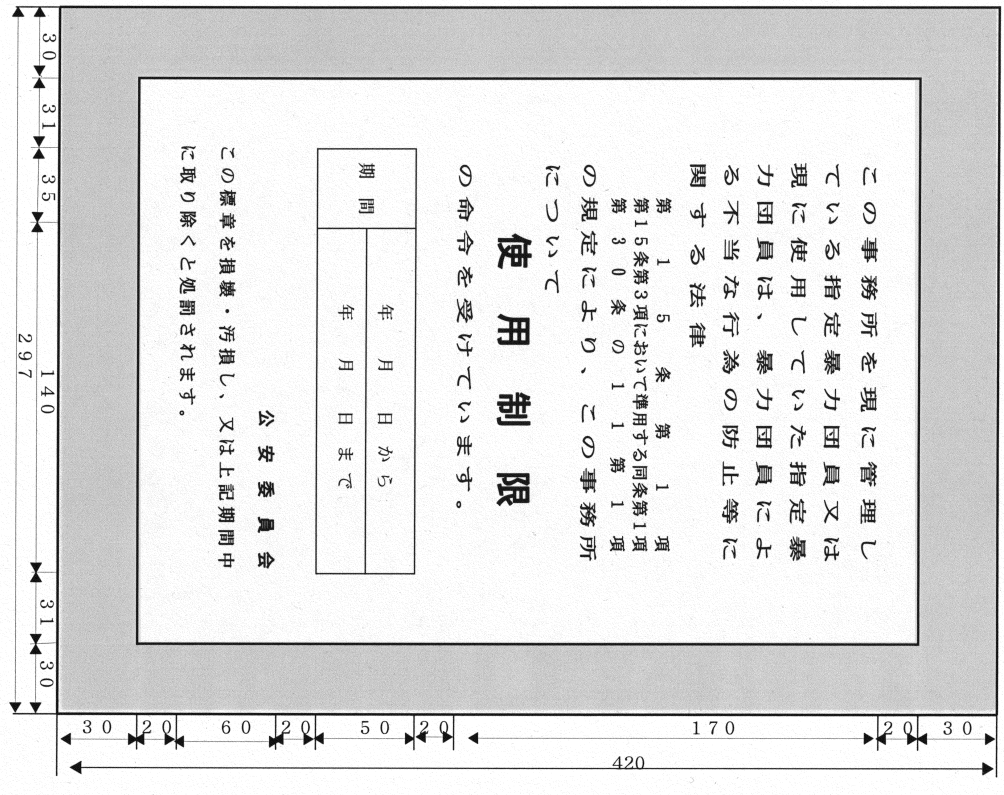
別記様式第十一号中「別記様式第11号」を「別記様式第９号」に改め、同様式を別記様式第九号とする。

別記様式第十二号中「別記様式第12号」を「別記様式第10号」に改め、同様式を別記様式第十号とする。

別記様式第十三号中「別記様式第13号」を「別記様式第11号」に改め、同様式を別記様式第十一号とする。

別記様式第十四号中「別記様式第14号」を「別記様式第12号」に改め、同様式を別記様式第十二号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

別記様式第13号（第20条、第32条の６関係）



備考

1　不用の文字は、横線で消すこと。

2　「使用制限」及び「公安委員会」の文字の書体は、ゴシックとする。

3　色彩は、「使用制限」の文字及び枠を赤色、その他の文字及び表を黒色又は紺色、地を黄色又は白色とする。

4　塗料は耐光性のものを用いるものとする。

5　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

6　標章の材質は、容易に劣化しないものとする。

7　裏面には、容易に剝がれない接着剤を塗布するものとする。

8　事務所又はその付近の状況その他の事由により必要があると認める場合には、図示の寸法は、2分の1倍まで縮小し、又は2倍まで拡大することができる。